

静岡県告示第475号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年6月17日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
473号	島田市福用字大沢987番の9から 島田市福用字大沢987番の9まで	令和7年6月17日